

## 徳島県出羽島診療所浄化槽設備修繕業務 仕様書

この仕様書は、徳島県出羽島診療所（徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島 8 番地）の浄化槽設備を、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する業務に係るものである。

なお、業務実施場所は離島である。

- ・業務の実施にあたり、浄化槽法、条例及び規則、その他業務に関する法規（国、県等の通達、要綱等を含む）を順守して、業務の安全並びに円滑な遂行を図ること。
- ・単独浄化槽の廃止、及び合併浄化槽の設置に必要な申請等の手続きを、適正に行うこと。委託者でなければできない手続きについては、書類作成等において協力すること。
- ・既設の単独浄化槽は撤去せず、必要な処置を講じたうえで残すこととする。
- ・新設する合併浄化槽は 5 人槽とし、敷地内の適切な箇所に設置する。
- ・合併浄化槽を設置する際の掘削については、設置場所や流入、流出の方向を十分確認するとともに、当該浄化槽の仕様書や図面に基づき、必要な広さと深さを確保すること。
- ・合併浄化槽を設置した場所については、歩行者荷重に耐えうるよう、下部スラブや上部スラブ等に十分な強度を持たせること。
- ・ブロワは、規定の送風量が確保でき、保守点検が容易な場所に設置すること。また、アースが必要な場合は確実に接地すること。
- ・業務で発生した廃材は適切に処分すること。残土については敷地内の空き地箇所にならし置くこと。
- ・その他、仕様書に記載がない事項については、随時委託者と協議すること。
- ・業務実施に要する電気及び水道の利用料金は、委託者の負担とする。